

予算の内容

歳入予算	一定期間における収入の見積もりを示すもので、性質に従って、款・項に区分されます。
歳出予算	一定期間における支出の見積もりを示すもので、目的に従って、款・項に区分されます。
継続費	事業を実施する際に何年もかかる場合に、その事業費の総額とそれぞれの年度に必要な経費を予算で定めたものです。
債務負担行為	通常の歳出予算、継続費、繰越明許費などの他に、将来、地方公共団体が経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を定めておくものです。
繰越明許費	歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由により年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、翌年度に限り繰り越して使用するために繰り越したものです。
一時借入金	一時的に現金が不足した場合に借り入れるもので、いわゆる回転資金です。借入の限度額を予算で定めるとともにその年度の歳入をもって年度内に償還しなければなりません。
流用	年度途中において、緊急を要する支出が発生したが、その予算が足りない場合などに、補正予算を編成することなく、他の予算を減額して当該予算を増額することをいいます。各款及び各項の間では、流用することはできず、原則的に補正予算で対応します。ただし各項間においては、あらかじめ議会の議決を経て予算で定めておけば、流用が可能となります。
款・項・目・節	予算を区分するときに使う名称のことをいい、「款」は最も大きな区分、次に「項」「目」「節」と続きます。款と項の二つの上位区分は議会で議決されるもので、各款及び各項の間では原則流用はできません。歳出においては、款・項・目は目的別（土木費・民生費など）に分類され、節は性質別（委託料・扶助費など）に区分されます。